

令和8年度 事業計画書

社会福祉法人北斗市社会福祉協議会

《基本理念》

ともに支え合う、やさしさとぬくもりのある福祉の地域づくり

■基本方針

加速する社会・経済の構造的な変化のなかで、誰もがその人らしく、安心して暮らすことのできる地域社会を、地域特性にあわせていかに実現していくか、今、大きな岐路にあります。

NPO 法人や企業、各種団体など、多様な主体が地域福祉の活動・事業に参入しているなか、社協は、これまで以上に開かれた組織として、住民や地域の関係者の力を集め、公私協働の要として真価を発揮する必要がある、あわせて、住民や地域の関係者、行政に対して社協をより深く理解してもらう努力を重ねる必要があります。

そのような背景から、2025年、社協の活動・事業、組織の考え方や方向性を示す根幹となる指針である「社会福祉協議会基本要項2025」が33年ぶりに策定されました。

「住民主体」の理念を再確認し、個別支援と地域づくりを一体的に展開すること、災害時支援や権利擁護、多様な連携の重要性などが新たな「使命」や「機能」として明確化されており、これにより、住民ニーズに応じた地域共生社会の実現を目指し、「住民ニーズ基本の原則」を含む6つの活動原則に基づき、市町村社協の組織力強化も図りながら、より包括的で質の高い地域福祉を進めることが目指されています。

現在、少子高齢化・人口減少が急速に進むなか、住民のニーズは多様化・複雑化しており、福祉分野を超えてさまざまな地域生活課題が広がってきております。

しかしながら、価値観の多様化やライフスタイルの変化のなかで、地域活動の担い手不足が全国的に深刻な状況となっており、北斗市においても例外ではありません。

誰もが、住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるようにするためには、市民一人ひとりが地域において日頃からともに助け合っていく仕組みづくり、地域活動やまちづくり、社会課題の解決に関心を持つ担い手の育成を、地域の中で主体的に築き推進していく必要があります。

本会では「地域づくり」をキーワードに、地域の人びとが互いに支え合える相互扶助の関係性の構築と地域住民一人ひとりが生きがいをもって安心して暮らせる地域づくりを目指し、互いに支え合う地域力の強化を図るとともに地域活動の担い手の育成に取り組み、ひいては災害時にもその地域力が発揮できるよう、地域住民、関係団体、行政、関係機関及び社会福祉法人・福祉施設等とともに、北斗市社協の基本理念である「ともに支え合う、やさしさとぬくもりのある福祉の地域づくり」の実現に向けて取り組んでまいります。

■実施事業

基本目標1 ふれあい、支え合うまちづくり

(1) 小地域ネットワーク活動事業

各町内会を単位として、ひとり暮らしの高齢者や障がい者等の見守り活動や日常生活支援活動を推進するため、活動費を助成します。

(2) サロン活動支援事業

① サロン活動支援事業

町内会や老人クラブ会員等が会館等を活用し、定期的・継続的に各種の催しを開催し、高齢者等の閉じこもりを防ぎ、声掛けすることによって地域とのかかわりを深めることのできる通いの場としての「サロン活動」を推進し、支援します。

② ふれあい・いきいきサロン普及活動事業

ふれあい・いきいきサロンを定期的を開催する団体で、介護予防運動に資する運動等を取り入れている団体に対し、活動費を助成します。

(3) 「介護予防運動から始める地域づくり」活動

① ふまねっと運動普及事業

「地域住民が互いに助け合って暮らすことができる地域づくり」の動機づけとして、住民同士が気楽に無理なく集える「ふれあい・いきいきサロン」や「ふまねっとサロン」等のふまねっと運動普及活動を実施します。

② ふまねっとサポーターの育成

地域住民が自主的にふまねっと運動を実施できるよう、ふまねっとサポーターを育成します。

③ ふまねっと本体等購入費助成事業

介護予防運動を定期的実施する団体に対し、ふまねっと本体やレクリエーションボッチャ用具、カーリンコン用具の購入費の一部を助成します。

④ 誰もが参加できる介護予防運動の普及

ふまねっと運動など老若男女問わず、レクリエーション感覚で楽しめる運動の普及に努めます。

(4) オレンジカフェ（認知症カフェ）支援活動

認知症の人やその家族、地域住民が集い互いの交流や情報交換、居場所づくりを目的とするオレンジカフェ（認知症カフェ）について、今年度も関係機関と連携し運営等を支援します。

(5) 子育て支援の充実

育児の手助けをしてほしい方（依頼会員）と育児のお手伝いをしたい方（提供会員）を繋ぐ南渡島ファミリー・サポート・センター事業の実施や民間発の自主的・自発的な取組みである子ども食堂等の事業に対する運営支援を引き続き実施します。

(6) 生活困窮者等の支援事業

① 生活困窮者自立支援事業

北斗市生活相談支援センターを設置し、失業等による生活困窮者や引きこもりなどで生活に困窮している方に対して、自立した生活が可能となるよう相談支援、就労準備支援及び家計相談支援を実施します。

② 生活困窮者等に対する安心サポート事業

“制度の狭間”にある方に対し、相談支援事業や現物給付による経済的援助事業、就労機会を提供する就職活動応援事業を実施します。

③ 生活福祉資金貸付

離職者や低所得者などの方からの生活資金の貸付相談、申請受付、生活支援、返済等にかかる業務を行います。

また、新型コロナウイルス感染症に係る特例貸付の償還が始まっていることから、更にきめ細やかな返済相談支援を行います。

④ 生活応急資金貸付

一時的な思いがけない出費などにより生活困窮となる可能性のある方に対し、必要な少額の資金の貸付を行い、その生活の安定を図ります。

(7) 心配ごと相談所開設

本会事務所において、心配ごとや生活の向上に関する相談などに応じる「よろず相談所」を通年で開設します。

(8) 高齢者見守り活動の充実

歳末たすけあい募金を活用し、民生委員児童委員と連携・協力し、一人暮らしの高齢者宅の見守り活動を実施します。

この事業は、令和7年度までは70歳以上の独居高齢者を対象として実施していましたが、令和8年度より1歳ずつ対象年齢を上げ、最終的に75歳以上の独居高齢者を対象とします。令和8年度の対象者は、71歳以上の独居高齢者とします。

① ふれあい・見守り事業（旧上磯地区）

地区民生委員の皆様が、米等を持参して高齢者宅を訪問し、見守り活動を行います。

② サンタクロース活動事業（旧大野地区）

サンタクロースに扮した大野農業高等学校生徒の皆様が、同校生徒が育てた花や製造したケーキ等を持参して高齢者宅を訪問し、見守り活動を行います。

(9) ひきこもり相談会及びひきこもり家族交流会の実施

ひきこもり当事者や家族の方などが社会から孤立しないようアドバイザー同席による相談会を毎月開催し助言を行うとともに、悩みを抱える当事者や家族の方などと気持ちを共有し情報交換ができる居場所、当事者・家族・支援者の方などを支援する場、安心できる仲間作りの場として、家族交流会を継続して実施します。

(10) 福祉票事業

要援護者の緊急時の連絡先等を記載する福祉票を配付し、緊急時には救急隊員が福祉票を活用できるように対策を講じ、安心した日常生活の確保に努めます。

また、福祉票の様式や活用方法について、更に利便性が向上するよう運用方法等について検討します。

(11) 介護保険事業等の実施

他の事業所と協力して、居宅介護支援事業所や訪問介護支援事業所を運営し、地域課題の把握に努めます。

なお、経営状況について多額の赤字の決算状況が続いていることから、令和7年度決算状況により、令和8年度以降の事業所の継続について新年度早々に協議を行い、事業所の存続について最終判断を行います。

(12) 市からの受託事業の実施

地域包括支援センター事業や保健センター指定管理事業など市が行う事業の委託先として、各種福祉サービス事業を受託し、福祉のまちづくりに貢献します。

基本目標 2 認めあい・助けあう心を育む人づくり

(1) 地域福祉に関する意識の醸成

① 社会福祉大会の開催

社会福祉に貢献された方々を表彰し感謝の意を表すとともに、講演等を施し、福祉の啓発を図ります。

② ふれあい福祉まつり in 北斗の開催

福祉の様々な取り組みや活動などを楽しみながら学び経験する機会として、ふれあい福祉まつりを開催し、福祉の啓発を図ります。

③ ふれあい広場の開催

障がい者と地域住民とのふれあいと交流を図るための施設主催事業に対し、本会が共催事業として参加し、施設運営法人との連携を図ります。

(2) 福祉教育の推進

① 福祉教育への支援

地域づくり活動や福祉教育活動等に取り組む団体・学校等に対し、活動費を助成し、福祉教育への取り組みを支援します。

② 福祉講座等の開催

福祉を学ぶ機会として「福祉講座」や「認知症サポーター養成講座」などを開催し、福祉教育の推進と人材の育成を図ります。

③ ボランティア体験講座の開催

施設の慰問等を通して、子ども達のボランティア体験の場を設定します。

(3) 地域福祉活動の担い手育成

アクティブシニアや子育てを終えた世代の方々等に地域活動を働きかけ、地域福祉活動の担い手となる人材の発掘、育成に取り組みます。

また、高齢者自身の豊富な経験や知識、特技などを地域住民のために活かし、生活支援の担い手としてその技術を発揮できる事業づくりを進めます。

(4) 福祉人材の養成

北斗市内の訪問介護事業所等の人材を確保するため、介護職員人材育成支援事業助成金制度により、福祉サービス・援助活動を担う質の高い人材の養成、人材の確保に向けた支援を行います。

(5) 市民活動サポートセンター事業

ボランティアの提供会員と依頼会員を登録し、それぞれの会員同士による相互援助活動を行う「ぷちぼら」事業を支援するとともに、各ボランティア団体やその他の個人ボランティアなどの活動を支援する場としてセンター機能の強化・充実を図ります。

(6) 権利擁護の推進

判断能力が不十分な方の権利や財産を守る日常生活自立支援事業や成年後見制度における法人後見を実施するとともに、同制度の周知や権利擁護に関する相談等を実施します。

(7) ボランティア人材の育成

ボランティアの新たな担い手づくりのために、ボランティア養成講座の開催や市民活動サポートセンターに登録しているボランティアの皆様に対するスキルアップ研修などを行い、ボランティア人材の育成に努めます。

(8) ボランティア愛ランド in おしまの開催

令和8年度はボランティア愛ランド（道社協事業）が北斗市にて開催されます。開催地として、道社協と連携・情報共有を密に行い、開催当日に向けて準備を滞りなく進めてまいります。

基本目標 3 連携・協働に向けた組織づくり

(1) 会員増強に向けた取り組み

本会の財政基盤の強化を図るため、市民の皆様と町会連合会のご協力をいただき、個別会員の加入促進を行うとともに、商工会等を通じて賛助会員の加入促進を図ります。

(2) 情報提供の充実

① 社協だよりの発行

社協の事業や福祉団体等の活動を理解していただくための啓蒙活動として、「社協だより」を発行し、町内会の協力を得て全戸配布します。

② 多様な形態の情報発信

ホームページやインスタグラム等を通して、本会の最新の情報、住民に有益な福祉情報の発信・提供に努めるとともに、新たに facebook や X (旧 twitter)、LINE 等の多様な伝達手段を活用した情報発信を検討します。

(3) 社会福祉法人や町内会等との協働

買い物が困難な地域の一人暮らしの高齢者等を対象に、この事業に協賛する社会福祉法人が所有する車輛を利用させていただき、町内会やボランティア等と協働して買い物支援を実施します。

(4) 当事者や家族の会と連携

認知症の人と家族の会など当事者や要介護者家族の方を支援し、当事者や家族、支援者等との交流を図るとともに、要介護者同士の交流や情報交換を行い、介護者の孤立や介護うつ、介護心中、介護離職等の防止に努めます。

(5) 福祉団体等の事務局運営

母子寡婦会、老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会、遺族会、戦没者慰霊会など各団体の事務局を運営するとともに、引き続きボランティア関係団体などの団体も含め各団体との連携に努めます。

(6) 重層的支援体制整備事業への取り組み

子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の相談支援体制では対応しきれない複雑化・複合化した支援ニーズに対応できるよう、関係機関との連携をさらに強め、断らない相談支援、様々な形での社会参加、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する包括的な支援体制のさらなる構築に努めます。

(7) 災害ボランティアセンターの設置に向けた連携

災害発生時には災害ボランティアセンターの設置・運営が円滑に行えるよう、また、災害ボランティアセンターとしての機能を十分に発揮できるよう、平時から近隣社協や道社協、行政やボランティア、NPO等各種団体との連携を図り、啓発活動や運営体制の構築に努めます。

(8) 共同募金委員会との連携

赤い羽根共同募金や歳末助け合い募金等の募金活動に取り組むほか、被災者に対する災害見舞金の交付や緊急災害時に向けた連携強化に努めます。